



# 国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

## 気をつけたい3号被保険者の異動の届出

国民年金の届出の中でも、3号被保険者の異動については、届出漏れのケースが多く、注意が必要です。

### 国民年金の第3号被保険者とは？

厚生年金や共済年金に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の被扶養配偶者。専業主婦は第3号が多いのが現状です。

夫(妻)の扶養に入り、第3号被保険者になるときは自身での手続きは不要です。(夫(妻)の働く事業所へ申し出てください。事業所が年金事務所へ届けを行います)

ただし、夫(妻)の扶養をはずれた際は、自身で国民年金第1号被保険者への届け出が必要です。

※住所地の市役所等へ届け出てください。

### 【届出の例】

- ①夫(妻)が退職したが、自身が60歳未満のとき
  - ・ 3号 → 1号
- ②収入が増えたため夫(妻)の扶養をはずれるとき
  - ・ 3号 → 1号
- ③自身が厚生年金(共済年金)をかけるようになり夫(妻)の扶養をはずれるとき
  - ・ 3号 → 2号
 (自身が勤める事業所が年金事務所へ届け出るため、年金の届けは不要。ただし、自身の健康保険証の交付を受けたら、夫(妻)の事業所へ扶養をはずす届け出が必要です)
- ④雇用保険を受給する間、夫(妻)の扶養からはずれるとき
  - ・ 3号 → 1号
- ⑤離婚等により夫(妻)の扶養をはずれるとき
  - ・ 3号 → 1号
- ⑥厚生年金等を受給する権利のある2号被保険者の夫(妻)が65歳に達したとき
  - ・ 3号 → 1号
 ※夫(妻)が仕事を辞めていなくても、65歳に達した際に、厚生年金等を受給する権利がある場合、第2号の資格を喪失しますので、第3号の人も同時に資格を喪失します。

### 【注意が必要な③の例】

夫(妻)の被扶養者になっている3号の人が、自身が仕事を始めたことで、2号へ移行しているにもかかわらず、3号のままであると勘違いされていることがあります。

また、2号期間と3号期間がだぶっているかもしれないけれど短期間だからいいか…と誤った解釈をされている人もあります。

### そういう方は、要注意です！

※厚生年金等に加入すると、事業所が年金事務所へ届け出ることにより第3号から第2号へ変更されます。その後、自身が仕事を辞めたり、短い勤務時間となり、厚生年金をかけてもらえなくなった場合、もう一度3号に戻るためには、夫(妻)の事業所へ改めて申し出が必要です。

※夫(妻)の事業所には何も届け出していないのだから、3号のままのはず…と思っていると大間違いです。

※夫(妻)の被扶養配偶者であった人は、扶養からはずれることを申し出ないと、事業所はそのことが確認できません。

しかし、年金の記録については、年金事務所に届いた情報により、更新されていきます。たとえ数日でも、働いて厚生年金に加入した場合、きちんと届け出をしないと、2号を喪失したときから年金未加入の状態となってしまいます。(厚生年金に加入した際は、健康保険も加入していると思いますので、夫(妻)の事業所へ呈示してください)

★3号の人に限らず、自身や配偶者の状況に異動があった際は、どのような手続きが必要なのかきちんと確認しておきましょう。(年金と健康保険を混同しないよう注意が必要です)

### 《来月7月は、国民年金保険料免除申請の更新月です》

7月から国民年金保険料免除の更新申請の受け付けが始まります。今年度も免除を希望する人は、手続きをお忘れないう、お願いします。

※全額免除・納付猶予の継続審査の承認を受けている人は、届け出は不要です。

・ 時間 午後1時30分～3時  
 ・ 場所 総合福祉会館  
 ・ 対象者 市内高齢者  
 ・ 料金 無料  
 ・ 申込 不要 参加される人は開始時間までに、直接会場へお越しください。※運動のできる服装でお越しください。  
 問 地域包括支援センター  
 ☎ 42・1201

回	実施日	回	実施日
1	6月20日(月)	6	11月21日(月)
2	7月11日(月)	7	12月19日(月)
3	8月8日(月)	8	1月16日(月)
4	9月12日(月)	9	2月20日(月)
5	10月17日(月)	10	3月19日(月)

・ 日程(全10回)  
 介護予防講座の一環として、月1回の運動教室を開催します。寝たきり予防、認知症予防にお役立てください。



**介護予防  
 運動教室を  
 開催します**